

支部間移動の際に必要な提出書類

*申請書類は、移動する前の支部に提出してください。

* _____ がついている書類は、ダウンロードしてご使用ください。

●支部間移動の場合（後志・上川・胆振・オホーツク総合振興局内の変更は、除く）

1. <u>建築士事務所登録事項変更届</u> <u>2通</u> （正本・副本になります）
2. <u>所在地略図</u> 1通
3. <u>事務所登録申請書副本</u> （登録番号が変更になりますので、忘れずに提出してください。）
*法人の場合 4. 会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） 1通 （ <u>原本</u> ・直近3ヶ月以内のもの） *個人の場合 郵便物等、所在地が確認出来るものの写し

●同一総合振興局内の支部間移動の場合（後志・上川・胆振・オホーツク総合振興局内の変更）

1. <u>建築士事務所登録事項変更届</u> <u>2通</u> （正本・副本になります）
2. <u>所在地略図</u> 1通
*法人の場合 3. 会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） 1通 （ <u>原本</u> ・直近3ヶ月以内のもの） *個人の場合 郵便物等、所在地が確認出来るものの写し

* 後志総合振興局（後志・小樽支部）・上川総合振興局（旭川・名寄支部）・胆振総合振興局（室蘭・苫小牧支部）・オホーツク総合振興局（網走・北見・紋別支部）は、同じ総合振興局内であれば、登録申請書副本は、提出不要です。